城北まちづくり通信

2022/4/14
３６号
城北まちづくり協議会
事務局：城北地区公民館

～地域支え合い推進員が替わります～

城北まちづくり協議会が、市から『地域の“話し愛・支え愛”推進モデル地区事業』の指定を受け、社会福祉協議会からの**地域支え合い推進員**（生活支援コーディネーター）の人的配置と財政的支援を受けていることはお知らせしてきました。

今年度、昨年度までお世話になった、西村光弘さんと宮川拓也さんに替わって、下記の２名の方に**“地域の相談支援を支える仕組みづくり”**に取り組んでもらいます。

【株本裕成さん】

【阪田絵里さん】

地域福祉課（城北・中ノ郷）担当：株本さん
地域支え合い推進員：阪田さん

城北地区の潜在的な福祉課題の解決に向けた事業を企画したり、**アウトリーチを可能にする“まちづくり”**に関わってもらいます。

＊「アウトリーチ」とは、支援が必要なのに、支援の手が届いていない人に対して、積極的に働きかけて支援を届けること

また、個人的な“困りごと相談”にも、気さくに対応してもらえ、関係機関へのコーディネート役としての支援も期待しています。

そもそも、社会福祉協議会は『福祉活動の場所づくり』や『仲間づくりの援助』、『福祉サービスの企画』などを、鳥取市と連携して行う民間の組織です。

◎お金のこと　◎介護のこと　◎子育てのこと　◎地域のこと　◎福祉相談
◎利用したい　◎学びたい・参加したい　◎支援したい　等
＊事業内容詳細：https://www.tottoricity-syakyo.or.jp/chiiki/

設立から６０年余りたちますが、上記の**地域共生社会の実現**に向けた助成・支援事業を幅広く展開（福祉課題解決事業）してきています。

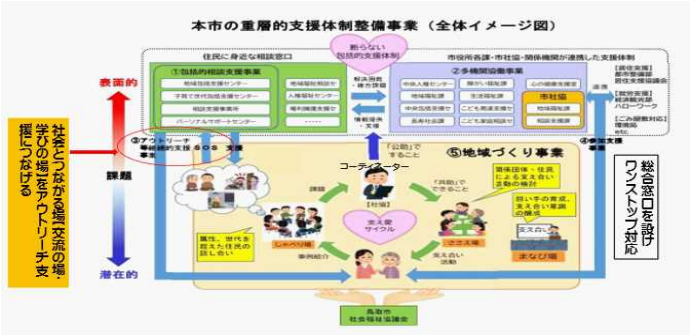

しかし、これらの市や社会福祉協議会の福祉サービスは、これまでは個人・地域からの申請や働きかけがあって、はじめて利用できる制度でした。

令和２年、国は「社会福祉法」等の一部を改正し、利用者の利便性を図ることを目的に、この“申請ありき”・“縦割り行政の弊害”を是正する取り組みに舵を切りました。

鳥取市は、この法律の改正を機に、他市に先駆けて、「地域福祉相談センター」を市内２５カ所に設置して、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった、これまで分野別だった縦割りの相談窓口を、１カ所に集約して包括的に行えるように組織改編しました。　また、『地域の“話し愛・支え愛”推進モデル地区』を指定して**“困っている人”を、地域で支えることの出来るような、“地域の仕組みづくり”**（まちづくり）に力を入れようとしています。

先月、城北まちづくり協議会が実施した、子育て世代を応援する**「子ども用品リユース事業『よってみんさい』」**の事業は、その「仕組みづくり」の一環で実現しました。

生活支援コーディネーターには、早速、城北マルシェ（28日【木】11時～）当日に、**「子ども用品リユース物品」**の配布協力で、城北デビューしてもらいます。